［Ⅰ．提出物件及び添付書面の目録］

願書に添付した書類等の「□」に「レ」を付すこと。

□１．願書様式
　□願書別紙　１．出願者（２人目以降）
　□願書別紙　２．代理人（２人目以降）
　□願書別紙　３．出願品種の育成者（２人目以降）
　□願書別紙　４．外国での出願（２件目以降）
□２．品種登録願を補足する情報を記載した書面
□３．説明書
□４．代理人により出願する場合は、その権限を証明する書面（委任状等）
□５．出願者が種苗法第 11 条第１項の規定により優先権を主張する場合は、最先の締約国出願又は最先の特定国出願があったことを証明する書面（原文及び翻訳文）
□６．出願品種の植物体の写真
□７．出願品種の育成をした者と出願者が異なる場合は、当該出願者が品種登録を受ける地位にあることを証明する書面（譲渡証明書等）
□８．出願者が外国人（外国法人を含む。）である場合は、次に掲げる書面
　□(1) 出願者が日本国内に住所又は居所（法人の場合は営業所。以下８において「住所等」という。）を有するとき
　　出願者が日本国内に住所等を有することを証明する書面
　□(2) 出願者が締約国等又は同盟国の国籍を有するとき、又は当該国に住所等を有するとき
　　出願者が日本国以外の締約国等若しくは同盟国の国籍を有することを証明する書面又は出願者が日本国以外の締約国等若しくは同盟国に住所等を有することを証明する書面（原文及び翻訳文）
　□(3) 出願者の属する国（締約国等及び同盟国を除く。）が、日本国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認めているとき、又はその国の国民に対し日本国が育成者権その他育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国民に対し当該保護を認めているとき
　　□a　出願者が当該国の国籍を有することを証明する書面（原文及び翻訳文）
　　□b　当該国が日本国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認めていることを証明する書面（その国の国民に対し日本国が育成者権その他育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国民に対し当該保護を認めていることを証明する書面を含む。）（原文及び翻訳文）
　　□c　当該国が出願に係る品種につき品種の育成に関する保護を認めるものであることを証明する書面（原文及び翻訳文）
　□(4) 出願者が日本国以外の種苗法第 10 条第４号に規定する条約を締結している国に属するとき、又は当該国に住所等を有するとき
　　出願者が日本国以外の種苗法第 10 条第４号に規定する条約を締結している国の国籍を有することを証明する書面又は当該国に住所等を有することを証明する書面（原文及び翻訳文）
□９．試作データ（別紙）
□10．その他（書類名を記載すること）

［Ⅱ．種苗法第 21 条の２第１項の規定による届出に関する情報］
１．種苗法第 21 条の２第１項の規定による輸出先国の制限に係る特例の届出（様式第８号の２関係）
　□　届出あり
２．種苗法第 21 条の２第１項の規定による生産地域の制限に係る特例の届出（様式第８号の３関係）
　□　届出あり